

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下 (その他各種所得がない)	9割	4,305円
33万円以下	8.5割	6,457円
33万円+被保険者数×24万5千円以下	5割	21,525円
33万円+被保険者数×45万円以下	2割	34,440円

【注1】世帯は4月1日(年度途中で資格取得された方は資格取得日)時点での状況で判定されます。

【注2】前年12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割の軽減】

基準所得金額(所得割の計算の基礎となる総所得金額等-33万円)が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減  
被保険者均等割額が9割軽減され、所得割は課されません。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、役場保険福祉課にお知らせください。

○保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方(概ね生活保護基準に準じる程度の場合)は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。役場保険福祉課にご相談ください)

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。